

令和2年度住宅リフォーム補助金Q & A

申請受付について

10月20日(火)受付開始

小坂、下呂、金山、馬瀬の各振興事務所へ提出。但し、萩原地域は建設総務課（岐阜県下呂総合庁舎2階）

- ▶ 受付時間は午前9時から午後5時。
- ▶ 申請される方は、マスクの着用など感染拡大防止策に努めること。
- ▶ 受付当日は受理のみ行い、決定は別途後日となる。

1業者の施工件数について

- 1施工業者がこの補助金を受けて施工できる物件は、同時に3物件まで。
- ただし、1申請物件が完了のたびに、次の1物件を申請可能とする。

「住宅等」の定義

- 市内に存する住宅。
- 個人事業主が事業に利用する店舗等。

補助額の算定例について

- 例：工事費30万円の場合…補助額10万円（30万円×1/3=10万円）
- 例：工事費100万円の場合…補助額33万3000円（100万円×1/3=33.3333…万円）※千円未満切り捨て
- 例：工事費150万円の場合…補助額50万円（150万円×1/3=50万円）
- 150万円を超える工事については補助額は上限の50万円となります。

補助対象者について

- 申請者は、市内に住民登録している方で、かつ、市内に居住している方または個人事業主。
- 申請者及び同居世帯全員が市税等の滞納をしていない方。
- リフォームを行う住宅に居住し、リフォーム後も引き続き居住する方。
- 法人からの申請および法人の事業所・店舗等のリフォームは対象外。

補助対象事業について

- 施工業者は市内に住所を有し事業を営む事業所又は、市内で事業を営む個人事業者（市内に住民登録がある個人）に依頼して行うリフォーム工事。

- 着手前に申請し許可を得たりリフォーム工事（許可前に着手したものは対象外）。
- 令和3年3月31日（水）までに工事を完了し、実績報告書を提出できるリフォーム工事。
- 当該住宅等に対して1回のみ申請とする。
- 借家の場合は、建物所有者の同意書が必要。
- 市内に存する住宅、個人事業主が事業に利用する店舗等において行うリフォーム工事。
- 個人住宅又は併用住宅（住宅部分）で行うリフォーム工事。
- 店舗等（店舗等併用住宅の場合は店舗部分）においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等を伴うリフォーム工事。
- 住宅等を守るための外構工事。

補助対象外事業について

- 倉庫・車庫等で現に居住していない建物。
- 移動又は容易に取外し可能な機器又は製品の購入・取付等、リフォーム工事が伴わないもの。
- 国、県、市の他の補助制度を利用するリフォーム工事。
- その他市長が認めないリフォーム工事。

具体的な対象工事例について

住宅リフォームとは、建物の改修が伴う工事で、家屋等の機能が向上する工事とします。

- 屋根の葺替、塗装工事。
- 外壁の張替、塗装工事。
- 部屋の新設、間仕切り壁の変更。
- 外壁、屋根、天井の断熱化工事、二重サッシへの取替。
- 雨どい、雨戸（シャッター含む）の取付、取替（機能向上）。
- 風呂、台所、トイレ等水回りの改修。
 - ◇ トイレの便器のみの取替は対象外。ただし、和式から洋式への取替は床工事が必要となるため対象となる。
 - ◇ トイレの便器の取替だけでなく、床や壁等の改修や手摺りの設置等、家屋本体の工事を伴う場合は対象となる。
- システムキッチンの設置・取替工事（家屋本体の改修があるもの）。
- 住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラスの設置。
- 壁紙、床、襖の張替、畳の表替え、取替等の内装工事。

- ▶ 室内の建具の取替工事。
- ▶ 電気、電話、テレビ、アンテナ、インターネットの配線工事。

対象外となる工事例

対象外工事とは、建物の改修が伴わない工事とします。

- ボイラー・エコキュート等
 - ▶ 機器のみの設置、取替は対象外。ただし、浴室等の改修にあわせて設置、取替する場合は対象となる。
- エアコン・ヒーター等
 - ▶ 機器のみの設置、取替は対象外。ただし、部屋の改修などにあわせて設置、取替する場合は対象となる。（例：クロスの張り替えの際にエアコンを取替）
- 車庫、倉庫等の居住していない建物については対象外。
- 室内カーテン・ブラインドの取付、取替は既製品の購入の場合は対象外。
- 庭木の剪定については対象外。

外構工事について

- 側溝の改修（家屋を守る機能）や玄関前へのスロープの設置等、機能向上につながるものについては対象となる。
- 門扉、塀の設置・改修については対象となる。

個人事業主の店舗等について

- 店舗等併用住宅および、店舗等事業所のみ建物いずれも対象となる。ただし、事業所と住宅が別の場合はどちらかのみとする。

個人事業主の店舗等のリフォームについて

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等を伴うもの。
 - 例：玄関前の手洗い器の設置工事、手洗い器を自動水栓に改修、玄関戸を自動ドアに改修、3密を防ぐための内部改修 等
- 備品購入については住宅等リフォーム補助事業では対象外となる。
 - ▶ 関連補助事業「店舗・事業所などにおける感染防止対策の補助事業」（担当：観光商工部商工課）